

議案第 39 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 8 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 11 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者同行休業の承認申請）

第 17 条の 12 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年埼玉県条例第 37 号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第 2 条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の 1 月前までに、配偶者同行休業条例第 6 条第 1 項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の 1 月前までに、配偶者同行休業承認申請書（第 7 号様式の 15）を教育委員会に提出しなければならない。

（配偶者同行休業状況報告書）

第 17 条の 13 職員は、配偶者同行休業条例第 8 条第 1 項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書（第 7 号様式の 16）を教育委員会に提出しなければならない。

第 7 号様式の 14 の次に次の 2 様式を加える。

第7号様式の15（第17条の12関係）

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		学校名 職 名 氏 名
		⑩
次のとおり配偶者同行休業の承認期間の延長を申請します。		
1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）
2	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所（居所）	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備考	

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を添付すること。  
 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。  
 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。  
 4 該当する口にはレ印を記入すること。

第7号様式の16（第17条の13関係）

配偶者同行休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

㊞

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第4条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者の氏名及び職業に変更があった。

（変更後の氏名： \_\_\_\_\_ ）

（変更後の職業： \_\_\_\_\_ ）

- 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。

変更後の滞在事由：  外国での勤務  
 事業の経営その他の個人の業としての活動  
 大学等での修学

変更後の所属先名称：

変更後の所属先所在地：

- 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。  
（変更後の期間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ～ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ）

- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。  
（変更後の住所又は居所： \_\_\_\_\_ ）

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

（注）該当する□にはレ印を記入すること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

埼玉県において、県費学校職員に適用される職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号）が施行されたことに伴い、承認申請等に関する規定を整備し、様式を追加したいので、この案を提案する。